

各 位

会社名 株式会社アスコット
代表者名 代表取締役社長 濱崎 拓実
(J A S D A Q : コード番号 : 3 2 6 4)
問合せ先 取締役経営管理部長 豊泉 謙太郎
(T E L . 0 3 - 6 7 2 1 - 0 2 4 5)

新株予約権（有償ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2020年10月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役に対して発行する株式会社アスコット第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を取締役に委任することにつき承認を求める議案を、2020年12月に開催予定の当社第22期（2020年9月期）定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。なお、本件は、特に有利な条件に該当する可能性があることから、株主総会の承認（特別決議）を受けることを条件といたします。

I. 新株予約権の募集の目的及び理由

本新株予約権の募集は、当社の中長期的な企業価値の向上を目指すに当たって、株式保有や株価等を通じ、当社との一体感を強めるとともに、当社への貢献意欲をより一層高めることを目的として、当社取締役に対して、新株予約権を発行するものです。

なお、本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社普通株式の総数は5,364,000株（議決権数は53,640個）であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数58,948,922株に対し9.10%（2020年9月30日現在の議決権の総数589,472個に対しては9.10%）の割合となります。しかしながら、本新株予約権は、権利行使期間中の連続した30取引日の当社普通株式の終値の単純平均値が一度でも行使価額の40%を下回った場合に、残存する全ての本新株予約権の行使を義務付けるものであり、付与対象者である当社取締役が当社株価下落に対する一定の責任を負うことで、株価変動リスクを既存株主の皆様と共有するスキームとなっております。行使義務の発動水準を本新株予約権の行使価額の40%を下回った場合と設定した理由といたしましては、当社の過去の株価推移等を考慮の上、株価水準へのプレッシャーを意識しつつ、当社の事業拡充及び中長期的な企業価値の向上を達成するための適切な水準が、現時点の株価水準の概ね40%程度であると判断したためであります。このため、本新株予約権の発行は、株式の希薄化をもたらし得るものの、当社の既存株主の

皆様と利益共有を図りつつ、中長期的な企業価値の向上を目指すものであり、合理的なものであると考えております。

以上につき、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社取締役に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、後述のとおり、本新株予約権は 1 個当たりの払込金額の下限を 1.40 円として発行するところ、第三者評価機関が算定した本新株予約権 1 個当たりの公正な評価額が 1.40 円との評価結果の報告を受けており、本新株予約権の評価額と払込金額の下限が同額であり、特に有利な条件で発行するものには該当しないと考えられるものの、本新株予約権の行使価額である 155 円が当社取締役会決議前取引日の株式会社東京証券取引所における当社終値 188 円よりも低いという事情等を勘案して、決議の方法としては、念のため、2020 年 12 月に開催予定の当社第 22 期（2020 年 9 月期）定時株主総会における特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の総数

5,364,000 個を 1 年間の上限とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 5,364,000 株を上限とし、下記 3. (1) により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権 1 個当たりの払込金額の下限 1.40 円とする。

当社は、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の算定を当社及び当社取締役から独立した算定機関である株式会社赤坂国際会計（住所：東京都港区元赤坂一丁目 1 番 8 号 代表取締役黒崎知岳）に依頼した。当該算定機関は、価格算定に使用する算定手法の決定に当たって、連続時間モデルであるブラック・ショールズ・モデルや離散時間モデルである二項モデルといった他の算定手法との比較及び検討を実施した上で、発行要項に定められた本新株予約権がオプション期間中途における株価推移による行使義務等が付帯する経路依存型のオプションであることから、その特徴を評価額に反映できる算定手法として、一般的な算定手法のうち権利行使時期について一定の前提条件を設定した上でモンテカルロ・シミュレーションを適用して本新株予約権の算定を実施した。

当該算定機関は、本新株予約権の発行に係る算定時点株価 155 円/株（評価基準日である 2020 年 10 月 27 日時点での DCF 法による普通株式価値算定の状況を勘案し普通株式発行価額と同額）、当社普通株式の株価変動率（ボラティリティ）81%（年率）、予定配当額 0 円、無リスク利率▲0.1%（年率）や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 155 円/株、権利行使期間 2021 年 2 月 1 日から 2026 年 1 月 31 日まで、行使の条件等）に基づいて、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレー

ションを用いて、下記3.(6)①により本新株予約権に権利行使義務が発生した場合には直ちに権利行使を行うなどの前提条件を置いた上で本新株予約権の算定を実施し、本新株予約権1個当たりの価値を1.40円と算定した。

上記行使価額の設定に当たっては、DCF法により算定された当社の株式価値に照らした価格等を踏まえて検討した結果、行使価額は155円と設定することとした。

また、本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が算定に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、本新株予約権の価格の算定を一般的に用いられている算定手法を用いて行っていることから、当該算定機関の算定結果等を参考に検討しつつ、当社の事業拡充及び中長期的な企業価値の向上を達成するための適切なインセンティブの水準について検討した結果、払込金額の下限を新株予約権1個当たり1.40円と決定した。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金155円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権の権利行使期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「権利行使期間」という。）は、2021年2月1日から2026年1月31日まで（但し、2026年1月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで）とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 割当日から本新株予約権の権利行使期間の末日に至るまでの間に株式会社東京証券取引所における権利行使期間中の連続した30取引日の当社普通株式の終値の単純平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使価額で権利行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当する場合は、この限りではない。
 - (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役であることを要する。但し、正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6)②に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案の上、上記3.(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記3.(3)に定める権利行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める権利行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記3.(4)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
 - (8) その他新株予約権の行使の条件
上記3.(6)に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記4に準じて決定する。
 - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
6. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
7. 新株予約権の募集事項
新株予約権の募集事項の決定については、当社取締役会に委任する。

以 上